

暮らしの情報

国民年金 人生の節目には 届け出を!

国民年金は、明るく豊かな生活を送るためみんなので支えあう制度です。

日本国内に住所のある20歳以上60歳未満のすべての方は、国

民年金に加入しなければなりません。

届け出を忘れると、将来年金が受けられない場合があります。必ず届け出をしてください。

被保険者の資格に関する届け出

◇第1号被保険者 (自営業者・農業従事者・学生・アルバイト・無職の方など)

こんなとき	届け出先
20歳になったとき (国民年金に加入するとき)	市役所年金窓口
配偶者の扶養からはずれたとき	
氏名・住所が変わったとき	
年金手帳をなくしたとき	社会保険事務所
納付書をなくしたとき	
口座振替の開始・停止・変更するとき	金融機関・郵便局・農協・漁協・社会保険事務所

◇第2号被保険者 (厚生年金加入者・共済組合員・船員保険加入者)

こんなとき	届け出先
就職したとき	勤務先
退職したとき	市役所年金窓口

◇第3号被保険者 (第2号被保険者に扶養されている配偶者)

こんなとき	届け出先
20歳になったとき (国民年金に加入するとき)	配偶者の勤務先
配偶者の扶養に入るとき	
氏名・住所が変わったとき	社会保険事務所
年金手帳をなくしたとき	

〈問い合わせ先〉

市役所保険年金課年金班

☎62-5332

海上支所住民室 ☎55-3114

飯岡支所住民室 ☎57-3115

干潟支所住民室 ☎68-1075

佐原社会保険事務所

☎0478-55-1661

◆ご利用ください◆

旭市中小企業資金融資制度

この制度は、中小企業者の金融難を緩和し、企業の健全な経営発展を図るために設けられています。

なお、市税を完納し約定どおり返済された場合には、毎年利子補給(年2.5%以内)の特典があります。
申込資格／市内に同一事業を1年以上営んでいる事業者で、申し込み時まで市税を完納している方。

問い合わせ先／旭市商工会本所(☎62-1348)・旭市商工会飯岡支所(☎57-2226)・旭市商工会海上支所(☎55-2350)・旭市商工会干潟支所(☎68-2405)・市役所商工観光課商業振興班(☎62-5874)

	事業資金		特別小口資金	
	設備資金	運転資金	設備資金	運転資金
限度額	2,000万円	1,000万円	500万円	500万円
償還期間	10年以内	5年以内	7年以内	5年以内
融資利率	1年以内		2.55%	
	1年超～3年以内		2.90%	
	3年超～5年以内		3.10%	
	5年超～10年以内		3.30%	
利子補給率	年2.5%			

※この利率は平成19年3月30日までに実行されたものに適用されます。

5月22日(月)から28日(日)は

春季行政相談強調週間です

国の仕事や郵便などの特殊法人の仕事について「困っている」「納得いかない」「要望したいがどこへいっていいかわからない」場合は、行政相談委員会にご相談ください。行政相談委員は中立・公平な立場で相談者に助言し、関係機関に相談の内容を連絡することでの問題の解決にあたります。市では総務大臣から委嘱を受けた行政相談委員4名が相談に応じています。相談は無料で、秘密は守られます。

ます。ぜひ、ご利用ください。

〈相談日・会場〉

- 第1火曜日 市役所
- 第2火曜日 飯岡支所
- 第3火曜日 海上支所
- 第4火曜日 干潟公民館

〈時間〉

午後1時30分～3時30分

〈行政相談委員〉

- 椎名 忠 (鎌数)
- 加藤 勲 (三川)
- 森川 嘉也 (蛇園)
- 村松 孝治 (鐺木)

〈問い合わせ先〉

秘書広報課広報広聴班

☎62-8070